

防府市議会モニター設置要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市議会基本条例（平成22年防府市条例第31号）第20条の規定に基づき設置する議会モニター制度について必要な事項を定めるものです。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 本会議及び常任委員会（以下「会議」といいます。）を積極的に傍聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に関する意見を文書により議長に提出すること。
- (2) 「ほうふ市議会だより」及び「議会ホームページ」に関する意見を文書により、議長に提出すること。
- (3) 市議会議員と年1回以上、意見交換を行うこと。
- (4) 議会が行うアンケート調査に回答すること。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は10人程度とします。

- 2 モニターの任期は、2年とします。ただし、途中でモニターに委嘱された者の任期は、前任者の残存期間とします。

(資格)

第4条 モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とします。

- (1) 議会運営に関心がある満18歳以上の市民
 - (2) 国会議員又は地方公共団体の議員でないこと。
 - (3) 国又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと。
 - (4) この要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと。
- 2 前項の要件を満たす者であっても、過去に国会議員又は地方公共団体の議員であった者は、除くものとします。

(募集方法)

第5条 モニターの募集は、公募及び推薦依頼により行います。

- 2 公募による定員は6人程度とし、推薦依頼による定員は4人程度とします。
- 3 前項の推薦依頼は、議長が適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することとします。

(委嘱)

第6条 モニターの委嘱は議長が行うものとします。

- 2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当たっては、年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとします。

(提出された意見等の処理)

第7条 議長は、モニターから意見等が提出されたときは、それを議会運営委員長又は議会改革推進協議会長に送付し、検討させるものとします。

- 2 議会運営委員長又は議会改革推進協議会長は、検討結果を取りまとめ、報告書として文書等で議長に提出するものとします。
- 3 議長は、前項の報告書を、意見等を提出したモニターに提示するとともに、「議会ホームページ」に掲載し、「ほうふ市議会だより」にその概要を掲載するものとします。
- 4 モニターから提出された意見等が第2条に定めたモニターの職務の範囲外である場合は、前項の規定にかかわらず、「議会ホームページ」への掲載等はしないものとします。

(解嘱)

第8条 モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は委嘱を解くことができるものとします。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) 第2条に定めるモニターの職務を著しく逸脱するなどの理由により議長がモニターとして適当でないと認めたとき。

(謝礼)

第9条 モニターには、予算の範囲内で謝礼を支給するものとします。

(事務)

第10条 モニターに関する事務は、議会事務局において処理するものとします。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会改革推進協議会に諮り、議長が別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成24年12月26日から施行します。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行します。